グローバリゼーションと中国の対外経済関係論(下-2・完)

片 岡 幸 雄*

目 次

まえがき

- 第二次大戦後における二つの対抗するグローバリズム―資本主義対社会主義の 対峙
 - 1 リベラリズムの経済理論におけるグローバリズム
 - 2 マルクス主義経済理論におけるグローバリズム
 - 3 両グローバリズムの対峙の狭間におけるナショナリズムの地位
- 二 社会主義グローバリズムの現実展開過程における相克と社会主義陣営の崩壊
 - 1 東欧における社会主義陣営の崩壊
 - 2 中国のソ連主導型社会主義陣営からの離脱,対立・対抗から新たな国家間関係へ (以上第27巻第3号)
- 三 中国の社会主義陣営崩壊認識と新たな対外戦略
 - 1 聯美反蘇外交
- 2 世界的な社会主義革命論の取り下げ、ナショナリズムへの傾斜、反覇権闘争 四 中国にみるマルクス主義グローバリズム、ナショナリズムと国民国家
 - 1 マルクス主義グローバリズムにおける民族問題と国民国家
 - 2 中国におけるマルクス主義グローバリズムと社会主義民族国家論 (以上第27巻第4号)
- 五 現下のグローバリゼーションに対する中国の対外経済認識
 - 1 現下のグローバリゼーションの風潮に対する中国の基本姿勢
 - 2 経済のグローバリゼーションと現下の世界政治経済に対する中国の認識
- 六 経済のグローバリゼーション下における中国対外貿易と外資利用の定在
 - 1 工業化の発展段階と対外貿易の内的構造からみた貿易戦略と政策指向
 - 2 経済のグローバリゼーション下における要素流動化と国際分業の新展開

(以上第28巻第3号)

^{*} 広島経済大学経済学部教授

七 WTO 加盟後の貿易戦略政策と外資戦略政策

- 1 WTO 加盟後における貿易戦略政策
- 2 WTO 加盟後における外資直接投資導入戦略

(本号)

七 WTO 加盟後の貿易戦略政策と外資戦略政策

1 WTO 加盟後における貿易戦略政策

2004年の中国の貿易額はすでに1兆1,548億ドルに達し、世界貿易に占める地位からみると、アメリカ、日本に次ぐ第3位の貿易大国の地位にあるが、同年の貿易総額の中に占める加工貿易の比率は47.6%、通常貿易の比率は42.6%となっており、加工貿易が主流に立つという構造上の特質をもっている。加工貿易の主要な担い手が外資系企業であるということについてはすでに別著で指摘した通りである。

貿易の規模の拡大は貿易摩擦などを引き起こし、中国にとっては何らかの調整を強制される可能性はあるが、貿易規模の拡大それ自体は中国にとっては必ずしも悪いということではなく、そこに問題はない。したがって、外資系企業の主導するそのような貿易の中身が中国にとって望ましいものなのか、それだけでは不十分なもので、主体的政策を必要とするのかが、中国にとって本質的な問題となろう。

(1) グローバル競争への一体化戦略論

張二震・馬野青・方勇氏等は、貿易と投資の一体化の条件の下においては、中国 は今や開放戦略の調整が必要となってくるという。

改革・開放後の中国は、今日まで輸出奨励と輸入制限を基調とした重商主義的性格の対外貿易政策を実行してきた。この輸出奨励と輸入制限を基調とした重商主義的性格の対外貿易政策とは、中国の側のみからする国外あるいは国内資源を利用するという輸出政策あるいは輸入政策である。この考え方に沿って、中国はWTO加盟前にあっては、自己が独自の主体性をもつ漸進的な固有の政策に裏打ちされた貿易政策を含む開放戦略をとってきた。すなわち、自己の貿易政策に合わせた対外

WTO, World Trade 2004, Prospects for 2005, Developing countries' goods trade share surges to 50-year peak (http://www.wto.org/english/news_e/pres05_e/pr401_e.htm), 「出口企業業務成功関鍵之四 選択有効的出口市場推広渠道」,『国際商報』2005年2月1日号,「外貿強国路小徑思弁—中国国際貿易学会新春座談会記略」,同紙2月23日号。

四 片岡幸雄・鄭海東『中国対外経済論』、渓水社、2004年、265~270頁。

⁽²³⁾ 魏浩·張二震「対我国現行外貿政策的反思与重新定位」,復印報刊資料『外貿経済,国際貿易』2005年第1期,25頁。

⁽³³⁾ 同上論文,同上誌,28頁。

開放プログラムやどの程度開放するか(漸進的,段階的に外向型経済の発展をはかり,地域政策と外資優遇政策をとるなど)などは,すべて自己が握っていたのである。

しかし、このような政策の遂行は、ここにいたってこの政策遂行自体の進行によって、それ自体の前提条件の基礎を動揺させる一方、その政策自体の内在的矛盾を露呈させることとなった。それらは、①貿易紛争の激化、②交易条件の悪化、③人民元の切り上げ圧力、④貿易政策と国民経済全体発展政策との乖離などの事柄である。

中国の世界経済へのプレゼンスが大きくなるにつれて、WTO 加盟前からこのようなことが問題となってきてはいたが、WTO 加盟後中国は原則的には WTO のルールに沿う形で、輸入面で自由化と関税引き下げ履行の義務を負わされることになった一面で、輸出面で外国市場の開放による輸出拡大の利益を享受する立場にたつことになった。中国が低賃金労働力優位を背景とした輸出奨励政策をとり、大量の

⁽³⁴⁾ 張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』,人民出版社,2004年,前 言5頁。

⁽²⁵⁾ 前掲論文,前掲誌,25頁。2003年に中国企業が遭遇した輸出に係わる紛争は60件発生したといわれているが,この内アンチダンピング提訴案件が47件(下記の論文では45件と記されている)であった(劉力著『中国直面国際経済摩擦』,中国大百科全書出版社,2004年,4頁)。1995~2003年の間におけるWTO規則にもとづく世界のアンチダンピング提訴件数は2,416件であったが,この内中国を対象としたアンチダンピング提訴案件は356件、全体の15%を占めて世界のトップに立ち,第2位の韓国のほぼ倍発生している(謝正勤「多哈回中我国反傾銷談判立場的調整」,復印報刊資料『外資経済、国際貿易』2005年第1期,75頁,潘悦・高文書編著『迎戦"反傾銷"一国際経験与中国対策』,中共中央党校出版社,2005年,前言2頁)。

超玉敏·郭培興·王婷「総体趨于悪化—中国貿易条件変化趨勢分析」,『国際貿易』2002年7月号,18~25頁,王允貴「加入WTO后中国貿易発展戦略」,王允貴主編『中国加入WTO后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,16~20頁,劉力著『中国直面国際経済摩擦』,中国大百科全書出版社,2004年,79頁,王允貴「貿易条件持続悪化—中国粗放進出口貿易模式亟待改変」,『国際貿易』2004年6月号,14~16頁,魏浩·張二震「対我国現行外貿政策的反思与重新定位」,復印報刊資料『外貿経済,国際貿易』2005年第1期,25頁等参照。

図 周知の通り、2002年以来主としてアメリカと日本を中心にした人民元の切り上げ圧力が高まっている。最近の動きとしては、2005年4月15、16日に開催された七ヵ国財務相・中央銀行総裁会議前後以来の動きである(『日本経済新聞』2005年4月8日、同4月16日、同4月17日、同4月19日、同5月4日、同5月12日各号参照、以来今日までずっと引き続いている)。

⁽²⁸⁾ 魏浩·張二震「対我国現行外貿政策的反思与重新定位」,復印報刊資料『外貿経済,国際貿易』2005年第1期,25~26頁。

②39 次頁へ掲載。

廉価製品を輸出し続けてきたこと自体が、世界貿易秩序の撹乱を引き起こすこととなった。

振り返って輸出指向的政策の展開は、多くの発展途上国が同様の政策を指向することにより交易条件の悪化を招き、これらの国々の「貧困化」成長現象をもたらした。また、中国が低賃金労働によりかかって輸出指向をこれ以上強力に推し進めれば、グローバルな世界貿易体制を崩壊させる危機を招く。

輸出奨励に向けての輸入は制限するわけではないという意味で,一部の輸入は全体的輸出奨励政策に含まれ,輸入に対する何らかの意味の制限は国家財政収入(高関税賦課による財政収入の獲得)上の要請とか,貿易収支,国際収支上の事情からとられる場合もあるが,ここで問題とする固有の意味の輸入制限は,主として民族産業,民族企業,国内産業,国内企業の保護との関連での問題である。輸入制限,輸入代替については,中国がWTOに加盟した現下の状況のもとでは,積極的に輸入代替政策を採用できるという環境にないし,貿易と投資一体化という世界経済の状況を中国が積極的に受け入れているという条件の下では,貿易政策として輸入代替政策を取ったとしても,その目的は外資が輸出に代えて直接投資をすることによって,むしろその政策的内容の進行がはかられるということになる。また,国際分業を前提とした輸入代替政策は,今日の状況にマッチした政策でもない。むしろ,輸入によって資源上の制約を解消し,中国自身自己に依存できないような技術,設備、原料、中間製品の輸入の経済発展と、輸出部門、国際競争力をもつ産業の形成

⁽²³⁾ 周知のように、中国の WTO 加盟は、加盟と同時に直ちに中国が、また他の加盟国が中国に対して、WTO の一般的ルールを即履行するという条件(WTO の一般的規定によって享受する利益条件と課される義務)で加盟するということになったわけではない。中国の WTO 加盟に関するあるいはアメリカとの、あるいは EU などとの特定譲許条件の承諾事項がある。詳しくは、鄭海東教授による WTO 加盟に関する経緯、分析と評価を参照されたい(片岡幸雄・鄭海東『中国対外経済論』、渓水社、2004年、第十章、第十一章)。

⁽⁴⁴⁾ 王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」,王允貴主編『中国 WTO 加入后的外経貿発展戦略』所収、中国計画出版社、2002年、16~17頁でも指摘されている。

⁽⁴⁴⁾ 魏浩·張二震「対我国現行外貿政策的反思与重新定位」,復印報刊資料『外貿経済,国際貿易』2005年第1期,26頁。

⁽²⁴²⁾ 同上論文,同上誌,27頁。

⁽編) 馬野青「貿易投資一体化与中国的貿易発展戦略」,張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』所収,人民出版社,2004年,223~225頁,同上論文,同上誌,28~29頁。

⁽料) 馬野青「貿易投資一体化与中国的貿易発展戦略」, 張二震·馬野青·方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』所収, 人民出版社, 2004年, 226頁。

に対する意義を重視すべきである。

中国は従来の一方的に国内と外国の資源を利用して輸出及び輸入政策を実行することを止めて、輸入と輸出の有機的な結合を推し進め、内外の両資源と二つの市場を有機的に結びつけて、良性循環の全体的互動システムを構築していくべきである。

中国自身にとっては、WTO 加盟後は条件が大きく変わり、対外開放は中国自体 の独自の主体性をもった開放から受動的受け入れ(先に述べた主権の譲許…括弧内 筆者)という開放への転換,固有の主体的政策運営をもつ開放から体制的な総体的 開放へと転換を迫られることとなった。従来基本的には限られた一国の生産要素の 賦存の中で比較優位を主とする国際分業である産業間分業が国際分業の主軸に立っ ていた場合には、この原理に基づき発展途上国では輸出においては輸出指向型貿易 政策が追求され、輸入においては輸入代替的保護政策が採用されることが多かった し、有効な政策としての意義をもっていたが、貿易と投資の一体化の急速な展開の 下では,効率的な国際直接投資によって推進される国際分業は,ますます産業内分 業と要素分業となってくるから、国家間の優位も価値連鎖上の特定の環節における 優位となって現れてくる。国際分業の利益は、ここではある特定の国の企業の完成 品に対する所有権(たとえば、特定の国の企業が他国企業に一部工程を委託加工に 出すとかいう場合には、原材料、部品などの所有権は特定国企業にある…括弧内筆 者)や完成品の産地によって決まるというわけにはいかない。それは国際分業に参 加する要素の量と質とによって決まる。このような体系の中にあっては,現在およ び将来中国が国際分業の中でえる利益は、最早何を輸入し、何を輸出するかという ことではなく、どのような工程次元の国際分業に参加するかであり、どのような要 素,いかなる工程次元の要素によって国際分業に参加し,全体的価値連鎖に対する

⁽⁴⁴⁾ 魏浩・張二震「対我国現行外貿政策的反思与重新定位」,復印報刊資料『外貿経済,国際貿易』2005年第1期,26~28頁。多国籍企業によって組織される生産活動の連鎖の中における中間製品の貿易を特に重視する(同上書,前言3頁)。輸入の意義に対する見直しの必要性の理由として指摘されるのは,以下の点である。①輸入と経済成長は強い一致性をもつ,②貿易黒字と GDP の成長の間には負の関係がある,③輸入は必ずしも失業を必然化するものではなく,発展産業の就業の増加によって相殺されてなお余りある場合もある,④輸入制限による保護の効果からみると,高関税による財政収入としての役割がほとんどなく,密輸の跋扈を助長し,今日における外資系企業の地位からして,保護の利益享受者は民族企業というよりも外資系企業であることが多いなどの点である(同論文,26~27頁)。

⁽²⁴⁶⁾ 同上論文, 同上誌, 28頁。

支配能力がどれだけあるかということである。ここでは、一国の観点だけからする 輸出指向型貿易政策や輸入代替的保護政策が重要性を失う。

したがって中国は、貿易と投資の一体化と要素分業の進展をはかるということ、 多国籍企業に主導される国際分業の新体系に全面的に入り込むことを指向するという観点から、中国の開放戦略の全体的長期構想計画を立てるべきであるという。こ

- (4) 張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』,人民出版社,2004年,前 言5百。
- 図8 同上書,前言 5 頁,張二震・方勇「貿易投資一体化与中国的対外開放戦略」,同書,216 頁。この場合全体的には以下の四点が重点となるという。
 - ① 要素優位による国際分業への参加

貿易と投資の一体化の条件の下においては、従来の要素不足(具体的には資本、技術…括弧内筆者)の条件下における貿易政策の重点であった静態的比較優位の発掘と輸出促進という政策から、不足要素流入の推進による比較劣位の補正、延いては競争優位(差し当たり工程上の優位…括弧内筆者)の獲得への政策に転換する必要がある(同書、154頁)。現段階の最大の要素優位は労働力の優勢であるから、外資導入と労働力を結び付け、世界の工場となることが必然的選択となる。しかし、中国は永久に低賃金労働を国際分業の基礎とすることはできない。この場合、要素の質を高めていくという形で、国際分業の中における地位を高めていくべきである(同書、前言5~6頁)。

② 貿易と投資の自由化の推進と開放型経済の新発展のための優れた国際環境の創出 貿易と投資一体化が新しい時代の特徴であり、それが積極的役割を果たすとの観点から すれば、貿易障壁や要素流動に対する障壁は製品と要素流動のコストを高め、貿易と投資 一体化の発展を阻害する。この意味から、政治的安定、社会の調和、優れた経済発展の局面、中国自体の問題としては経済体制の改革、社会主義市場経済体制の完備、内外企業の公平な競争と発展という環境が必要となる。先進国と発展途上国の相互補完的国際分業は、従来の伝統的な発展の構図を変えた(同書、220頁)。

国際間の要素流動が存在するという条件の下では、自由貿易は先進国と発展途上国双方にとって有利であり、条件によっては、発展途上国により有利な場合も存在する。したがって中国は、不合理な国際政治経済秩序を改めていく努力を行っていくと同時に、発展途上国に有利なような貿易と投資の自由化を積極的に推し進めていくべきである。中国は発展途上大国としての地位を利用して、WTOの枠組の範囲内で貿易と投資の自由化を推し進め、かつ地域経済の一体的協力に参加するべきである(同書、前言6頁、220頁)。

③ 対外進出("走出去")による全面的国際分業への参加

従来の対外開放は、外資を引き込む("引進来")という一方向的な形での国際分業への参加で、多くは製造業部面の環節での分業であった。しかし、貿易と投資の一体化の条件の下においては、中国側から出て行く("走出去")という形での双方向からの国際分業への参加をはかり、さらに R&D、マーケテイングなどの環節でも国際分業に参加するようにしなければならない。

④ 健全な競争政策体系の確立、保護と競争の促進を通じた効率と公平の実現 中国自身の貿易政策、投資政策、産業政策と競争政策の関係を全体的に整理して、貿易 政策、産業政策を競争政策の目標と要求にそうようにする(同上書、前言5~6頁)。

(次頁へ続く)

の構想の下では、以下の三つの新しい貿易発展戦略の調整が必要であるという。

① 加工貿易の発展による新型工業化

多国籍企業を中心として推進される新しい国際分業としての要素分業は、グローバルな資源の配置・統合であり、多国籍企業の経営戦略は従来の単純な市場参入・コスト低減型から、複合的一体化(競争優位による工程分業=多国籍企業内加工貿易の発展、多国籍企業自身の技術・ブランド・販売ネットの開発と標準部品などの外部調達あるいは OEM による企業間加工貿易の発展)へと発展し、一国が外国から原材料、中間製品を輸入し、加工して輸出するという加工貿易が国際貿易の普遍的な方式となってきた。この動きは、最終製品の生産という意味からすれば、生産の国際的展開が労働集約的製品から資本集約的、あるいは技術集約的製品部門へ移行していく過程といえ、工程の国際分業が労働集約的工程から資本集約的、あるいは技術集約的工程へ向けて発展していく産業の高度化プロセスといえる。したがって、通常貿易とともに加工貿易の発展に力を注ぐべきである。

中国では単純労働力とともに熟練労働力が豊富にあり、すでに加工貿易が主要な 貿易形態となっていること、また長江三角洲、珠江三角洲、環渤海地区には比較的 整った電子、軽工業・紡績・紡織、機械等の製品の中間製品の工業体系があり、加 工貿易を通じて全体の経済発展をはかっていける基本的条件が存在しているから、 加工貿易に対して輸出戻し税制度を改め、きちんと迅速にこの処理を行う必要があ

貿易と投資一体化の条件の下における貿易政策は,競争政策を基底におくべきである (同書、320~321頁、352頁)。この主張の発想の背景を、筆者なりに要約していえば以下 のようになろう。要素流動が存在しないという条件の下での一国の貿易政策は、比較優位 に沿っての輸出産業の奨励と輸入代替による産業育成という国民経済全体の国策誘導型政 策として遂行されるから、それ自体は必ずしも直接競争政策を媒介的基礎とするものでは ない。しかし、多国籍企業を中心とするグローバル競争システムそれ自体の論理として推 進される要素流動が大きな存在となる枠組の下では、総合的に発展段階の高い企業の競争 システムの中に自己の貿易政策を組み込むことの方が、より効率的な経済発展の成果を自 己のものとすることができる。従来の貿易政策で固有に重要な意義をもった輸出奨励と輸 入代替、輸入制限政策といった観念は、貿易と投資の一体化という新しい時代的状況の下 では切り換えられなければならないのであって、ここでは上述の競争システムが、行政的 に歪められるとか,不正な手段によって正常な競争が阻害されるとか,過当競争の状態に 陥っているとか、経済的独占状態にあるとかといった事態にならないように、内外の協調 と国内改革によって健全な貿易と投資一体化のグローバルな体系が構築されなければなら ない(以上筆者の要約解説)。この観点からすれば、外資系企業といわゆる民族企業はい ずれも国内企業であり、当該国経済に積極的役割をもつがゆえに、両者の間に区別を設け るべきではない。当該国経済からみて、もし保護が必要であるならば、同じように保護す べきである。今日の保護は国際的ルールの下での適度な保護でなければならない(同書、 157頁)。

る。また、加工貿易の国内産業連関を発展させるために国内で調達する中間財に対して、輸入中間財に対して与えていると同様な税制上の優遇を与えるようにすべきである。

② 外資導入と貿易戦略を結合した競争優位を高めるための外貿発展戦略の促進中心的課題は、要素の流動性を高める政策を推し進め、要素分業の発展を促進すべきであるということである。科学技術の発展と国際的観点からの市場体制の確立と完備、貿易障壁の漸次的低減がはかられなければならない。世界的に多国籍企業の M&A が進行している中で、この動きに乗って、資本と技術の引き込みをはかって、国有企業の改革をスピードアップし、要素優位と製品優位による競争優位を打ち立てていくことが重要である。

③ 産業連関を組み込んだ産業集積地域の形成

多国籍企業のグローバル資源配置に合わせた目的的外資導入と産業集積地域の形成によって、急速な産業の競争優位の引き上げをはかる。これには二つの場合があって、一つは産業基盤の弱い地域でセットとして外資の導入をおこない、先ず産業的基礎を構築して、その後の発展をはかるというやり方のもの(いわゆるモザイク型産業集積…東莞、昆山などがその例)、今一つはすでに産業基盤があり、目的的に外資の導入をはかって一段の競争優位を達成するというものである。比較的発達した大中都市でこのモデルが有効ある。

それでは、中国にとって貿易保護はまったく必要ないのかというと、以下のような状況の場合には、適度の保護が必要になるという。

貿易と投資一体化の条件の下にあっては、外国投資の増大によって投資受入国工業が発展することによって輸出(加工貿易を含む)が伸びるか、工業の発展によって輸入代替の動きが出るということになり、雇用も増加するというのが一般的であるが、場合によっては外資系企業と国内企業との軋轢が生ずるとか、雇用吸収力が十分でないとか、一部公害企業が入ってくるとかというような場合が出てくるということがあり、このような場合には積極的な産業政策によって外資導入の制限、誘導をはかっていかなければならない。また、国家経済、政治、社会の安全上の考慮を要するような産業については、制限をしていかなければならない。多国籍企業がグローバル経営戦略から直接投資をせず、専ら輸出戦略をとるというような場合には、国内産業の保護政策が必要となる。この場合には輸入に制限をかけ貿易障壁を設け、外資直接投資の引き込みをはかるべきである。

⁽A) 馬野青「貿易投資一体化与中国的貿易発展戦略」,同上書,243~248頁。

保護も国際ルールの下での適度のものであることが重要で、保護の対象は国家計画と人民の生活上に重要な関連をもつもの、産業連関上重要な主導的部門とすべきである。関税水準は同一発展段階国の平均水準たらざるをえない。関税水準は漸次引き下げていかなければならないが、実効保護率の引き上げを考慮すべきである。WTO 加盟国に対しては、多角協定、双務協定で約束した関税を守らなければならない。非関税障壁も国際的基準に合致したものでなければならない。

幼稚産業の保護の基準からすれば、商品市場の開放は輸入品との価格競争を考慮して、先進国企業と中国国内企業が同一のコストになるよう保護関税水準を設定すべきである。

(2) 管理的貿易自由化戦略論

今日の経済のグローバリゼーションの進展下における貿易競争力と国際分業の配置は、自然的要素の流動化の下での貿易競争となり、伝統的な比較優位分業から固有の後天的要素競争力に基礎をおく競争優位を中核とした世界分業体系としての配置となるとの共通識に立ちながらも、張二震・馬野青・方勇氏等の主張とは異なり、管理的貿易自由化戦略論を主張する論者達がいる。王允貴氏を中心とする論者達、張漢林氏等の論者達、馮雷氏等の論者達、王平・銭学鋒氏等の論者達である。

王允貴氏を中心とする論者達は次のように考える。

中国は WTO に加盟したことによって、従来の自己独自の主体的な経済運営に 制約がはめられることになった。要は貿易政策上輸入代替的貿易政策を排除し、公

⁽²⁵⁰⁾ 例えば、国内企業の80%の企業が平均利潤を得られる水準にすれば、競争促進上適当かもしれないという(同上書、156頁)。

^[25] 王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,23~24頁,31~32頁,潘悦「経済全球化与貿易政策的協調」,冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収,経済管理出版社,2004年,79~80頁。

⁽⁵²⁾ 王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』,中国計画出版社,2002年,張漢林・李計広「中国外経貿政策的調整与完善一中国経済的崛起与有管理的貿易一投資自由化政策」,『国際貿易』 2005年7月号,冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』,経済管理出版社,2004年,王平・銭学鋒編著『WTO 与中国対外貿易』,武漢大学出版社,2004年である。王允貴氏等と張漢林氏等,王平氏等ははっきりと管理的貿易自由化戦略あるいは政策という用語で述べているが,冯雷氏等は管理的貿易自由化戦略という用語を使っているわけではない。筆者の内容上の判断では管理的意味を含む貿易自由化政策を打ち出しているので,ここでは管理的貿易自由化戦略として取り扱うこととする。両者のちがいについては後述する。

⁽次) 王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」, 王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発 (次頁へ続く)

平な競争原則に則り、輸出指向型貿易政策手段をとらないということが中心となる。中国は WTO ルールと二カ国間協議同意事項によって、積極的な貿易政策干与の余地が制限をうけ、貿易奨励政策を中立的なものにしていき、輸入代替貿易戦略を修正していかなければならなくなる。しかし、輸入保護も輸出奨励もせず、政府が中立的な立場にたつという貿易自由化戦略によって、中国が急速な工業化、近代化を推し進めていくという中長期的な要求を満足させていくことはむずかしい。中国は動態的比較優位を勝ち取るという目標に焦点を当て、WTO ルールの中で残された空間の余地の範囲内で、管理的貿易自由化戦略を実行していくことこそが、中国の現実的選択である。

「管理的貿易自由化戦略の核心は、低保護と緩やかな輸出奨励政策を結合し、政府の構造転換に対する積極的干与を打ち出し、輸出入政策の作用を相互に相殺して、全体としては貿易奨励制度を中性化することにある。低保護政策とは、関税、セーフガード、アンチダンピング、輸出補助金に対する防衛、独占の防止、政府調達等の措置を運用して、国内の少数の産業を保護し、動態的な輸出拡大を目標とする保護を実施することを指す。緩やかな輸出奨励政策とは、為替レートを低く保ち、輸出戻し税と輸出補助金(相殺措置の対象になるものとならないものとがある)を運用して企業の国際競争への参入を奨励することを指す」。

馮雷氏等の論者達は、次のように考える。

中国が WTO に加盟したことは、中国が全面的に国際分業の中に入り込んでいくということであり、中国にとって経済のグローバリゼーションの利益の機会が開けてきたということでもある。しかし一方で、中国市場を大々的に開放し、各種産業保護と政策範囲が縮小して、固有の政策的力が弱くなってくるということでもある。新しいこの歴史的条件の下において、中国の貿易政策は開放的であるべきではあるが、今なお競争力を具えていない幼稚産業を扶助していくことは不可欠である。貿易政策を中性化し、産業政策と投資政策で制約を受けた条件の下で、各種政策と貿易政策の協調と総合によって、新しい対外経済貿易体系を打ち立て、保護政策の

展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,8~13頁,片岡幸雄・鄭海東『中国対外経済論』, 渓水社,2004年,第十章,第十一章を参照されたい。

医科 王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,8頁。

⁽⁵⁵⁾ 同上稿,同上書,22頁。

⁽四) 同上稿,同上書,25頁,王平・銭学鋒氏達も同様な趣旨を述べている(王本・陳静「WTO 与中国貨物貿易的発展」,王平・銭学鋒編著『WTO 与中国対外貿易』,武漢大学出版社,2004年,190頁)。

内部化をはかり、保護を主とした政策から扶助を主とした政策に切り換え、WTO ルールの中で残された貿易政策の空間を有効かつタイムリーに使い、国際貿易政策 の発展にマッチし、中国の国情に適した政策を打ち立てていくことが必然的選択となるという。

この論者達は管理的貿易自由化戦略という用語を使用しているわけではないが, 発想は内容的には管理的貿易自由化戦略論とほぼ同一の立場にたっている。

国際競争力を具えた工業の構築に焦点を当てた管理的貿易自由化戦略論では、具体的には以下のような政策が主張される。

- ① カスケード型関税構造による技術水準の中レベル,ハイレベル産業の有効保護率の維持,引き上げ(この場合,保護の範囲はかなり狭い範囲にとどめる)今後の交渉において,自動車,化学品,機械,電子・通信設備等の最終製品の輸入関税引き下げを小さくし,重化学工業中間投入財の関税引き下げはそれよりも大きくするといったことによる有効保護率の維持,引き上げをはかる。この点については、馮雷等の論者達の意見も同様である。
 - ② WTO ルールの中の主動的な機動性輸入保護の発動

中国は WTO 加盟前には国内産業保護戦略は守ってから攻めるということであったが、WTO 加盟後は攻めによって守るというように転換する必要がある。WTO 加盟後は輸入保護策は大きく制約されているが、まったく手がないというわけでもない。

- a セーフガード条項の損害に対する措置の適用,アンチダンピングに対する対応,補助金対抗措置等をきちんとする組織的対応体制の強化
- b 国内産業の保護のための国内法整備(例えば,独禁法の制定による外国製品の国内市場の独占に対する制限措置)
- c TBT 協定の中の開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇国条項の利用

⁽四) 潘悦「経済全球化与貿易政策的協調」, 冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収, 経済管理出版社, 2004年, 103~104頁, 110頁。

⁽²⁶⁾ カスケード型関税構造とは、国内加工の深度に合せて関税率を上昇させていく関税構造をいう。例えば、第一次産品の輸入関税率を零、または極めて低くし、半製品にはそれより高い関税を課し、最終製品には最も高い関税を課すといった関税構造で、このことによって目的対象生産者の保護による国内加工度の深化に役立てるというものである。

⁽四) 潘悦「経済全球化与貿易政策的協調」, 冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収, 経済管理出版社, 2004年, 106頁。一般競争的産業部門製品(一般消費用電子製品, 紡織・アパレル製品, 靴・帽子類, 印刷物, 建材, 食品, 五金製品)を低関税とし, ハイテク産業と戦略産業は累進関税構造を主張する。

(一部製品は国際標準の適用を免れることができ、中国の特殊民族文化に合致 した技術標準を設けることができる)によって、主動的な輸入保護策を講ず ることができる。

馮雷氏等の論者達は、特にハイテク産業と戦略産業(自動車,石油化学,鉄鋼,非鉄金属,船舶,電子,機械,建設等)に重点をおいて、アンチダンピング、補助金対抗措置、技術障壁などを主体とした新たな貿易保護体系を主張する。

③ 輸出奨励は国際競争への参入度を基準とすること

管理的貿易自由化戦略と輸入代替戦略の本質的なちがいは、保護の目的が輸入代替ではなく漸次的輸出拡大にあるということにある。

- a 管理フロートと適度に低めの人民元レートによる輸出促進
- b 国内産業及び企業に対して可能な範囲の補助金 (WTO 協定付属書「補助金 及び相殺措置に関する協定」に反しない補助金)の利用

〈相殺措置の対象となる補助金〉項目のうち対象から外されるもの

補助金の総額が産品価額の5%を超えない補助金、補助金がいずれかの産業の営業上の損失を補填する場合の小額補助金、大企業の長期的な発展をはかるため、かつ重大な社会的問題の発生を避けるために企業に対して繰り返されることのない一回限りの補助金、小規模企業でその影響がさほど大きくない企業が政府に対して負っている債務を免除する場合及び債務の返済を補填するような補助金

〈相殺措置の対象とならない補助金〉

R&D 投資で法令が補助金の交付を受ける資格及び補助金の額を規律する客観的な基準または条件を定めており、補助金に特定性のないもの、補助金に特定性があっても、企業、高等教育機関もしくは研究機関に与えられる科学研究補助金、地域開発の一般的枠組にもとづいて不利な立場にある地域である西部大開発基礎施設の建設、工業構造の調整、教育科学研究に対して与えられる補助金、環境保全に対する技術改造項目に対する一回限りの補助金

- c 輸出戻し税による輸出奨励
- d 輸出企業に対して補助金が与えられている場合対抗手段の発動

馮雷氏等の論者達は a, c については同様の見解であるが, b, d については特に提案していない。しかしこの外に, WTO ルールに準拠した輸出信用, 政策的輸出保険や保証等国内の輸出促進体系の構築と積極的拡大を提案している。

⁽²⁶⁰⁾ 同上稿,同上書,同上頁。

⁽²⁶¹⁾ 同上稿,同上書,同上頁。

④ 新たな幼稚産業扶助政策の実施

中国は発展途上国の地位として WTO に加盟したから、幼稚産業の保護と扶助 という政策的優遇がえられる。新しい保護と扶助は六つの原則によるべきである。

- a 扶助の範囲を小さくし、限られたいくつかの産業に限定
- b 扶助の期間をはっきりとし、"卒業"期を明示
- c 選定される産業は国民経済構造の動態化に有利,顕著な連関効果,学習効果, 動態的外部効果が存在すること
- d 扶助の目的はこれら産業が国際市場の主要競争者となること
- e 扶助方式は数社間の高強度の競争となり、これによって発展が促されるよう な形であること
- f 政策手段は主として国内財政政策,金融政策,産業組織政策等による規範化, 誘導、扶助によること

上述のような原則にもとづき、自動車、半導体、化学、宇宙・航空工業を幼稚産業として扶助期間を WTO 加盟後10年間とし、計画期に合せて扶助目標と任務を具体的に下ろしていくべきである。

馮雷氏等の論者達はこの外に、中国の貿易における加工貿易の主導的地位に特に 焦点をあて、加工貿易の産業高度化への積極的役割を発揮させるよう加工貿易政策 を立てるべきであると提起する。

- ◎ 学習効果とは急速なコスト切り下げに有利ということ、動態的外部効果と学習経験が急速に他産業に拡散していくのに有利ということ(王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」, 王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略Ⅰ所収,中国計画出版社、2002年、28頁)。
- (263) 王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,25~29頁。以上のところは王允貴氏等の論を中心とし,冯雷氏等の論をこれに組み合わせる形をとってきた。冯雷氏等の論では,工業部面だけではない商業組織面,ブランド戦略面,人的資源開発戦略,マーケティング戦略面での国際競争力の強化策も提起されている(冯雷・李玉舉「経済全球化挑戦与我国外貿競争力」,冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収,経済管理出版社,2004年,47~51頁)。
- (※4) 潘悦「経済全球化与貿易政策的協調」, 冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収, 経済管理出版社, 2004年, 106~107頁。王允貴氏等の論者達は, 加工貿易について次のように認識している。中国の輸出品の内容構成に変化はあったが, 中国は依然として低技術産業主導段階から抜け出ることができていなく, 主導的輸出形態である加工貿易も外資系企業が主体となって推進されており, 輸出品の自主技術革新能力は却って低下することになってしまった。強くなったのは中国産業の輸出競争力ではなく, 外資系企業の輸出競争力であるという(王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」, 王允貴主編『中国加入WTO 后的外経貿発展戦略』所収, 中国計画出版社, 2002年, 45頁)。筆者の見方はこう(次頁へ続く)

管理的貿易自由化戦略を打ち出す論者達は、上に述べてきたような政策手段を使って、内資工業企業と外資系工業企業の両者、あるいは両者の結合による中国工業の国際競争力の構築と強化を主張するのであるが、畢竟その中核となるのは技術集約度を高めることであると主張する。

馮雷氏等の論者達は、経済のグローバリゼーション下中国が WTO に加盟したという条件の下では、WTO のルールに合わせて産業政策の政策照準と重点の調整を余儀なくされるが、政策照準の調整としては、産業の国際競争力の向上を保護と扶助の最終的評価基準とし、産業政策は産業の技術進歩、就中産業技術集約度の引き上げに力点をおき、科学技術政策を産業政策の中心的地位に据えるべきであるという。発展途上国としての中国が、持続的競争力の維持をはかろうとするならば、産業構造の高度化が必須となり、技術進歩がその鍵と基礎となるのであって、中国が世界の製造業の基地となるに避けて通れない道である。財政政策、金融政策によって伝統産業の技術改造、新興産業の技術革新、中小企業の技術進歩と大型企業の技術連合等を強力に扶助、指導し、多国籍企業の中レベル、ハイレベル技術の移転を奨励して、内資企業の外資系企業に対する対抗能力を高める必要があると主張する。

広義の知識としての技術は、自然的要素としての一般的労働力と資本との対比でいえば、後天的に造り出された比較優位要素であって、これは直接的には教育と「実践から得られた学習」と、間接的には国家や企業の R&D 投資の成果である。経済のグローバル化の中では、貿易と直接投資を通じて技術の比較優位要素部分は他国に流出するが、それが流入国の競争優位を形成するようになるまでには、流入国は自力でそれを模倣し革新しなければならない。また、技術の源の部分や核心部分は元の源泉国に握られており、流入国が享受する技術優位部分は限られたものに

である。加工貿易のうち委託加工・組立貿易は主として内資民族企業が担当し、輸入加工貿易は主として外資系企業が担当している状況からみて、外資系企業を含む中国産業の技術水準は数学的計算値としては上がったといえるとしても、外資系企業が内資企業の技術水準の引き上げをダイナミックに牽引するという形とはなっていないと判断している。中国側としては、加工貿易の拡大の中で中国産業全体の技術水準の向上、国際競争力の向上を希望していたではあろうが、外資系企業としては中国産業の技術向上、国際競争力の向上という動態的な利益創出的加工貿易推進ということよりも、自己完結的で動態的連関効果のあまり強くない静態的利益抽出機会利用的加工貿易推進を指向することになり、外資系企業の主導する加工貿易の中に、自動的に国際競争力の動態的向上のメカニズムが内蔵されているとみることは過度の期待のように思われる。

屬 潘悦「経済全球化与貿易政策的協調」, 冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収, 経済管理出版社, 2004年, 110~111頁。

しかすぎない。副次的な技術によっては、技術流出国に対抗できるような競争優位など築くことはできない。経済のグローバリゼーションの中では、技術と知識があってこそ、国際分業と国際競争に参加できる資本なのであって、弛まざる人的資本の形成と、継続的な R&D 投資の増加がなければ、競争優位を具えた比較優位を獲得することはできないというのである。

中国は「世界の工場」とよくいわれているが、筆者の見るところ現在の中国は「世界の工場」としての地位にはなく、言うならば「世界の加工場」といったところであろうか。「世界の工場」となることを目指して、高度生産技術を漸次自らの手中におさめていくという戦略指向を開始したように見られる。

2 WTO 加盟後における外資直接投資導入戦略

中国の外資直接投資導入の総体戦略からみれば、80年代の「不足を補い不要を避ける(補短避長)」という戦略を経て、90年代に入ってから「市場をもって技術と交換する(以市場換技術)」という戦略に重きをおくようになった。80年代の戦略は労働集約的輸出型産業に外資直接投資導入の重点をおくものであった。90年代の戦略は外資直接投資導入によって国内産業構造の調整の促進をはかろうとしたのであった。WTO 加盟、外資系企業の中国経済における地位と役割を踏まえて、新しい段階に入ったとみる外資直接投資導入の戦略をめぐる議論を追跡してみることにしたい。

(1) WTO 加盟後の外資利用戦略の前提としての国民待遇と超国民待遇

劉力・許民氏によれば、WTO 加盟後外資直接投資利用戦略の前提として、外資に対して制限と差別政策を継続すべきか否か、原則的に国民待遇を与えるとしても、超国民待遇を与えるべきか否か、こういった問題について議論がおこなわれた様子である。両氏の整理によれば、それらは大別して、①外資に対して制限と差別政策を継続すべきであるか否かという議論、②外資に対して優遇政策を継続すべきであるか否かという議論、③国民待遇を実施するというのは外資政策調整の基本方向であるか否かという議論、この三つの議論に整理されるという。

①の議論については、中国が既に WTO に加盟した現在、基本的には制限と差

医 王允貴「加入 WTO 后中国貿易発展戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,33頁。

^(%) 宋泓・柴瑜「加入 WTO 后中国利用外資的産業戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后 的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,135頁,175~176頁。

図的 劉力·許民著『入世后的中国外資政策』,中国社会出版社,2002年,239頁。

別政策をとることはできないということたらざるをえまい。中国は WTO 加盟に際しての承諾にしたがって、国防工業など国家安全に関係する分野とかタバコなどの国家が直接に経営するといったような外国の手の外にあるわずかな分野を除けば、制限自体の取り消しも含む市場参入制限と持ち株比率制限を大幅に緩めていかなければならない。少数の業種に対する市場参入制限と持ち株比率制限や、外資に対して先進技術の譲渡を要求することは、WTO の国際投資規則に縛られる性格のものではないが、これについても「米中 WTO 協議」で足枷がはめられ、すでにその後の関連法では「市場をもって技術と交換する」という従来の戦略を反映したこの条項は取り消されている。「市場をもって技術と交換する」という戦略による技術移転成果についての評価については、後段で触れることにしよう。

②の議論は、大別して、中国が WTO 加盟後外資に対して優遇政策を継続すべきであるという論と、WTO 加盟後は外資に対して最早優遇政策を継続すべきではないという論に分かれる。劉力・許民氏によれば、前者を代表する論者としては馬宇氏、後者は王允貴氏、郭友群氏などの論にみられるという。

馬宇氏の論は、中国は WTO 加盟後も外資に対して全面的に優遇政策を継続すべきであるという論である。理由は以下のようである。第一に、中国の外資直接投資のための市場環境整備が不十分な面(金融面で企業形態別に差別があること、法体系・執行や市場秩序整備の不完全性、政策の安定性と透明度・政府の経済管理方法と手段・インフラ・情報サービスで他国に大きく差があること)を、優遇政策によって補償する必要性があること、第二に、優遇政策といっても所得税の「両免三減」と内資企業より低い所得税率を適用するといったことにすぎないということである。現在市場経済体制下の経済主体としての外資系企業に与えている経営諸権利は当然のことといえるが、それすらも十全に保証しているとはいえない。その上、外資系企業の中国財政に対する貢献、資本形成や工業の成長に対する貢献は大きく、この意味からしても外資に対して全面的優遇政策を継続すべきである。こういった

中国は WTO 加盟後「貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMS 協定)」によって、外資系企業に対して固有の要求ができなくなっている。概略的には、①ローカルコンテンツ要求の禁止、②差別的輸入制限取り扱いの禁止、③貿易バランス要求の禁止、④特定の製品に対する指令的要求の禁止、⑤外貨統制の禁止、⑥国内販売要求の禁止である(小寺彰・中川淳司編『基本経済条約集』、有斐閣、2002年、41頁、何茂春著『中国入世承諾点及政策法律的調整』、中国物資出版社、2002年、365~366頁、石広生主編『中国加入世界貿易組織読本(一)世界貿易組織基本知識』、人民出版社、2001年、154~156頁、同編『同(二)烏拉圭回多辺貿易談判結果:法律文』、同出版社、2002年、177~178頁)。

②》 劉力·許民著『入世后的中国外資政策』,中国社会出版社,2002年,239~241頁。

理由から、中国がさらに外資直接投資を引き込み、外資直接投資の国民経済における役割を十分に発揮させるためには、外資に対して全面的に優遇政策を継続すべきであるというのである。これが馬宇氏の論である。

これに対して、WTO 加盟後は外資に対して最早優遇政策を継続すべきではないと主張するのは王允貴氏、郭友群氏などである。郭友群氏は WTO 加盟後は、一般的には外資に対して国民待遇原則を実行すべきであるが、一部の西部開発、ハイテク産業やインフラ等の部面で選択的に外資に対して優遇政策を実行すべきであると主張する。王允貴氏等は原則的には優遇政策を取り止めるべきで、技術移転やR&D 投資奨励関連条項のみに焦点を絞って、優遇政策を与えるべきであると主張する。

劉力・許民氏は、中国は WTO 加盟後は外資に対して制限と差別政策をとるこ とはできないから、馬宇氏が主張する外資に対する制限と差別政策の補償としての 優遇政策を実行する根拠はないという。さらに,外資に対する優遇政策はさしたる ものでもないから、優遇政策を実行しても差し支えないという主張も根拠を欠くと いう。外資に対して与えられている優遇は、地方の外資誘致競争によって与えられ ている優遇も含めると、単に税制上の優遇に止まらない。また、外資に対する優遇 がさしたるものでないという以上、取り止めても差し支えないということにもなる のであって、それ自体論理矛盾である。また、国民経済における外資の役割が大き いことをもって、外資に優遇を与えるべきであるということも、正当な理由がない という。過去の国策による国営企業に対する特別の優遇は、ある特定の経済構成体 の国民経済における役割の大小ということから実行してきたわけであるが、このこ とが市場の歪みと資源の浪費を招いたことを銘記すべきである。この反省の上に立 てば、優遇政策は継続すべきではない。選択的に外資に対して優遇政策を継続すべ きであるという主張に対しても、劉力・許民氏は反対する。国内の重点産業と重点 地区の発展のために、外資にのみ優遇政策を実行し、国内の重点産業と重点地区の 内資に対して同様の優遇政策を与えないというのは何故なのか。国内の重点産業と 重点地区の内資に対して同様の優遇政策を与えても、重点産業と重点地区の発展を 促進するのには意味がないというのかと反論するのである。

劉力・許民氏は、中国は WTO 加盟後は、全体的には外資系企業に対して特別

②71) 同上書, 237~238頁。

同上書,236~237頁,王允貴「加入 WTO 后中国利用外資戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,132頁。

図3 劉力·許民著『入世后的中国外資政策』,中国社会出版社,2002年,241~243頁。

の優遇政策を継続して実行すべきではないと主張する。中国は WTO 加盟後は、外資系企業に対して特別の優遇も与えず、制限・差別も行わない中性的な政策を実行すべきであると主張するのである。政府は今後優遇政策や制限・差別政策によって企業活動に干与すべきではなく、内資企業、外資系企業を問わず、公平な自由競争の環境を作ることに重点を置かなければならない。特殊な領域、たとえば国防工業とかタバコなどの国家専営事業などを除く一般市場部門においては、外資系企業の参入に制限や差別を設けないということ、また、すべての外資系企業のみを対象としてこれまで与えてきた優遇を取り消すとともに、選択的外資優遇も与えないという中性的な外資政策が、WTO 加盟後中国がとるべき政策である。一般領域であれ、国家の発展奨励領域であれ、外資系企業のみを対象とした優遇政策はとるべきでない。劉力・許民氏はこのように主張する。

劉力・許民氏が指摘するように、中国は WTO 加盟後は外資に対して一般的には制限・差別政策をとることはできない。したがって、今後のとるべき政策は、外資系企業も含めた競争政策に重点を置くべきであるとの論に、その限りでは反対する理由はない。しかし、これまで外資系企業に対して与えてきた優遇政策の継続に対しては、筆者は異論をもってはいるが、中国の戦略的要求に焦点を合わせて、外資に対して優遇政策をとることに必ずしも反対ではない。言うまでもなく、外資系企業に対して国民待遇を供与しなければならないということは、それを超える優遇条件を与えることを禁止するものではない。筆者の観点からすれば、中国が従来の外資戦略の成果を踏まえて、また WTO 加盟後の新たな条件の下で、外資戦略の焦点をどこに当てるかが問題となる。

(2) WTO 加盟後の外資直接投資導入総体戦略

上段でみたように、WTO 加盟以後、これまでの外資直接投資導入総体戦略である「市場をもって技術と交換する」という戦略方針にもとづき、自国市場を技術導入のための自己の戦略手段として利用できる前提条件は基本的にはなくなったといえる。中国は WTO 加盟後は、上に貿易の部面でもみたように、資本の面でも自国の独自の主体性をもつ政策を取ることができる余地は限られたものとなったのである。この新たな状況下にあって、中国が急速に産業技術高度化をはかっていくために、外資系企業自体が自己推進する限りでの水準を超える中国の求める技術を、直接投資を通じて獲得する新たな戦略思考が必要となろう。

王允貴氏は、WTO 加盟後中国が「市場をもって技術と交換する」という戦略を

②74) 同上書, 246~247頁。

使うことができる前提条件は、最早存在しないという。「市場をもって技術と交換する」という戦略が、それなりの政策的有効性をもつ前提条件は基本的には二つである。一つは、国内市場の高保護が保障されており、外資が直接投資によってそれを乗り越えようとする場合に、外資系企業に輸出義務と外貨バランス義務の要求を設定することができるような場合である。この場合、外資に対して技術の譲渡を取引条件として、輸出義務や外貨バランス義務の履行を緩めるという方法によって政策目的を達成することができる。今一つは、政府が外資利用契約に干与する能力と法的根拠を備えていることである。逆にいえば、企業自主権が制限され、政府の意識なり価値判断が外資利用契約に反映しているという条件、また、外資側に対する技術譲渡に関する規定が、いかなる国際組織の制約も受けないという条件である。

既に中国がWTOに加盟した今、WTOの「貿易に関連する投資措置に関する協定(TRIMS協定)」によって、外資系企業に対して以下の要求をすることができなくなっている。①外資系企業に対して国内調達の要求をすることができないこと、②外資系企業に対して輸出入のバランスを要求できないこと、③外資系企業に対して輸出義務を課することができないこと、④外資系企業に対して、当該企業に帰せられる外貨の流入に関連させる形で輸入用外貨制限を設けることができないこと等である。また、「米中WTO協議」の中では、中央政府及び地方政府の外資導入政策の中で、①技術譲渡を要求しないこと、②R&D活動をおこなうことを要求しないことが追加されている。さらに、「米中WTO協議」の中では、①中国がWTOに加盟した日から、外国企業が中国国内で製造された製品を国内販売できること、②WTO加盟後一年以内に、外資系企業は中国国内で生産された製品を国内販売でき、輸入品も国内販売できることになっている。さらに、WTO加盟後は、サービス部門において多くの外資系企業の進出が予測され、技術の意味する範囲も以前よりも広くなる。

王允貴氏の見解によれば、①多国籍企業は技術戦略からすれば、技術の独占は最も重要な戦略であり、先進技術と核心技術を市場と交換に譲り渡す可能性はありえないこと、②技術は内容が限定されたものであるが、市場を限定することはできないことから、交換関係は必然的に非対称となり、不等価交換となること、③縦しん

⁽四) 王允貴「加入 WTO 后中国利用外資戦略」, 王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収, 中国計画出版社, 2002年, 120~121頁, 小寺彰・中川淳司編『基本経済条約集』, 有斐閣, 2002年, 41頁。ここで言われている中国側の外資に対する要求条件は, 外資に対する制限あるいは差別条項と呼ばれる内容のことである(劉力・許民著『入世后的中国外資政策』, 中国社会出版社, 2002年, 238~240頁)。

②76) 次頁へ掲載。

ば交換されたとしても、市場を譲り渡してしまった後で、如何にして技術を商品化して市場化していくのか、こういった理由から、「市場をもって技術と交換する」という中国の戦略には、本来的に問題が含まれているという。また、このことが政策効果を明確な実効性あるものにすることを困難にするという。

1995年の工業センサスによれば、小分類業種517のうち、外資系企業製品のマーケットシェアが30%を超える業種は133あり、30%を超え40%以下の業種が50業種、40%を超え50%以下の業種が26業種、50%を超え60%以下の業種が30業種、60%を超える業種が27業種ある。その後マーケットシェアが50%以上の業種はずっと多くなっているはずであるとし、中国はすでに市場を大幅に譲り渡しているという。一方1995年までの外資系企業の実物投資額869億元のうち、優れた設備のものは64.8%、その外の設備は二番手のもので、いくつかの業種ではほとんどが二番手のものである。R&D についてみれば、外資系企業全体の販売高のうち R&D 費用の占める比率は0.4%で、合弁企業では0.1%、独資企業では0.03%、香港・マカオ・台湾独資企業では0.003%にすぎない。59,311の外資系企業と生産単位のうち R&D 活動しているのは258単位にすぎない。発展という観点からすれば、「市場をもって技術と交換する」という戦略は失敗の戦略であったという結論にいたっている。

⁽²⁷⁶⁾ 例えば、技術と交換に外資系企業に中国国内への市場参入を許可したとして、ある特定の市場で市場占有率によって市場規制したとしても、類似品や他商品、他分野への参入によって、市場は拡大していく(王允貴「加入 WTO 后中国利用外資戦略」、王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収、中国計画出版社、2002年、117頁)。

^{(27) 2001}年の工業部面のマーケットシェアの概況については、片岡幸雄・鄭海東『中国対外 経済論』、渓水社、2004年、表6-7、193頁を参照されたい。

⁽²⁷⁸⁾ 王允貴「加入 WTO 后中国利用外資戦略」, 王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収, 中国計画出版社, 2002年, 115~119頁。いささか統計数値が旧いが, 次期の工業センサスによる詳細な内容は2005年のものによらざるをえない (筆者も現段階でこれに代わる詳細な資料を入手していないので, 新しい数値を王允貴氏の趣旨に沿って補充できない)。同様の指摘は他にもある。李紅女史は, 外資直接投資によって技術水準はある程度高まったが,「中国の〈市場をもって技術と交換する〉という目標の実現にはまだ程遠い」と指摘している (李紅「利用外資与維護国家経済安全」, 盧曉勇・胡振鵬・李紅・陳運娟・周暉・湯瓊著『国際投資理論与発達国家対華直接投資』所収, 科学出版社, 2004年, 216頁, 拙訳「中国の外資利用と国家経済安全 (上)」,『広島経済大学経済研究論集』第28巻第1号, 2005年, 41~42頁)。羅双臨女史は「市場をもって技術と交換する」という戦略はこれまで一定の効果をもったが, 中国の WTO 加盟によって前提条件が弱くなったとの認識に立ち, 従来の単純な市場と引き換えに技術を手に入れるという考え方を調整し, 新たな条件の下での道を探らなければならないという (羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』, 中国市場出版社, 2005年, 107頁, 265~268頁)。劉力・許民氏は共著の(次頁へ続く)

WTO 加盟後は、関税率の引き下げによって、高関税障壁を回避するためにおこなわれた外資の進出が主要動機を失うといった面での問題はあるが、上述の WTO 加盟によって外資に与えられる進出条件は、外資にとっては進出動機をより鼓舞するところとなると見るのが穏当な判断であろう。これまでの中国経済にとっての外資系企業の役割は大きく二つに分けることができる。一つは、香港・マカオ・台湾の中小外資系企業を主体とした輸出指向型外資経済である。今一つは、多国籍企業を主体とする輸入代替型外資経済である。傾向的には、「1992年以降、外資直接投資は中小企業を主とする形から、大型の多国籍企業を主とする形に転換しつつある。多国籍企業の中国向け投資は急速に拡大した」。前者は輸出拡大、雇用の増加に有利であるが、技術進歩や産業構造の高度化に対する促進作用はそれほどない。将来的には、沿海地域の労働力コストの上昇と周辺諸国の外資導入競争によって、これは制約を受けよう。後者の方は、技術進歩と産業構造の高度化に有利であるが、輸出促進作用はそれほどない。しかし、後者が技術進歩と産業構造の高度化に有利と

中で次のように指摘している。「これまで中国の外資政策の中では、外資投資に対して一貫して技術の先進性を要求してきたが、実際の効果はそれほどではなかったし、何らの実質的拘束作用もほとんどもたなかった。したがって、政策の実効性という観点から考えると、外資に対してこの要求を継続することはすでに意味がなくなった。別の角度から外資の中国向け先進技術の輸入に対する刺激策を考えるべきである。すでに2000年に改定した〈外資企業法〉と2001年に改定した〈中外合資企業法〉では、関連条項は取り消された」(劉力・許民著『入世后的中国外資政策』、中国社会出版社、2002年、240~241頁)。

こういった見解に対して、政府筋は「市場をもって技術と交換する」という戦略の有効性を主張する。例えば、商務部外国投資管理司司長の胡景岩氏は、「市場をもって技術と交換する」戦略に対する批判的見解に反論を展開している。氏の反論の一端を示せば、「多国籍企業は中国市場に入って、競争の必要から先進技術を採用せざるを得ない。多国籍企業の製品は国際市場に参入することが必要で、・・・・国際市場の競争力の必要に応じた競争力のある製品を生産するためには、このことを保証する最も優れた技術を持たねばならない」ことになるからである(胡景岩「創新標的―透析中国技術引進的誤区」、『国際貿易』2003年4月号、6頁、拙訳「技術導入規範の革新―中国の技術導入の謬論を正す―」、『広島経済大学経済研究論集』第26巻第3号、2003年、99頁)。多国籍企業の側の必要性からする技術移転作用に信頼をおき、「市場をもって技術と交換する」戦略の積極的作用を強調する。

新堅「貿易投資一体化与外商在中国的投資」, 張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資ー体化与中国的戦略』所収, 人民出版社, 2004年, 285頁。

②※ 李紅「利用外資与維護国家経済安全」, 盧曉勇・胡振鵬・李紅・陳運娟・周暉・湯瓊著『国際投資理論与発達国家対華直接投資』所収, 科学出版社, 2004年, 215頁, 拙訳「中国の外資利用と国家経済安全(上)」,『広島経済大学経済研究論集』第28巻第1号, 2005年, 41頁。蘇旭霞著『国際直接投資自由化与中国外資政策—以 WTO 多辺投資框架談判為背景』, 中国商務出版社, 2005年, 277頁。

いっても、自ずとそうなるということではなく、積極的な政策が必要であって、輸入代替型外資投資を輸出競争力創出の方向へもっていかなければ、債務危機に陥る可能性が出る。

今後労働集約型産業の中小外資系企業の進出は、沿海地域から中西部地域に誘導すべきというのが大方の意見であるが、外資直接投資の主軸となってきている大型多国籍企業の直接投資を、中国の経済発展にいかに結びつけるかが、今後の重要な課題であろう。上段でみたように、WTO 加盟後従来の「市場をもって技術と交換する」という戦略の意義が薄くなってきている条件の下で、多国籍企業が中国で設立する、あるいはすでに設立している企業を通ずる移転技術内容を、中国の産業のグレードアップ、産業構造の高度化、経済発展のために、より高度のものに、しかもより急速にもっていく策はないものか、これが重要課題なのである。

王允貴氏は、WTO 加盟後の多国籍企業の直接投資を通ずる中国へのより高度の 技術移転をはかる戦略は、二元戦略によって構成されるべきであるという。

① 製品市場における競争圧力戦略

厳格な独禁法,反不公正競争法によって,外資系企業対外資系企業間,内資企業 対外資系企業間に公平な市場競争の環境を整備し,このことによって競争を強め, この強化された競争圧力の下で,外資系企業に動態的に先進的生産技術と管理技術 を移転させるようにしていく。この戦略の要は競争圧力戦略である。

② 要素市場における R&D 投資引き込み戦略

企業の R&D 投資に対して戻し税や補助を実施し、財政的に科学技術投資の比重を高め、科学技術の研究成果を産業化と結びつけることに重点をおき、またハイテク産業発展計画の制定などの政策を実行し、R&D 投資、高度科学技術人材の養成、研究機関の間の相互切磋琢磨のシステムを構築することによって、多国籍企業のR&D 基地設立投資を引き込み、新製品開発技術の流入と拡散をはかる。この戦略の要点は外資技術の引き込み戦略である。

戦略対象の中心は多国籍企業であり、その投資奨励と経営環境の管理の強化が重要である。目的は二元戦略によって、多国籍企業を中心とする外資系企業の先ずは技術移転をはかり、人材の流動、主体的模倣過程、部品生産の分担、科学研究の合作等を通じて、外資系企業の技術移転拡大と拡散をはかり、内資企業の学習過程を

⁽窓) 許堅「貿易投資一体化与外商在中国的投資」,張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』所収,人民出版社,2004年,285~286頁。

⁽²⁸⁾ 許堅同上稿,同上書,286頁,裴長洪「尋求新的突破—我国"十一五"期間的対外貿易」, 『国際貿易』2005年4月号,6頁。

通じて、不断に技術の自主開発能力の向上を推し進め、外資系企業技術移転の水準を押し上げ、中国全体的の技術水準を引き上げ、急速な経済発展をはかることである。

王允貴氏を中心とする論者達は、自身が主張する WTO 加盟後のこの戦略を、「中国経済発展と外資直接投資導入"自立"型発展戦略」と名づけ、新しい段階の戦略として提唱する。

この戦略は、張二震・馬野青・方勇氏等の主張する「グローバル競争への一体化戦略」とは根本的に立脚点を異にする。馬野青氏は、貿易投資一体化の流れの中での多国籍企業を中心として推進される新しい国際分業としての要素分業が、中国の工業化にとって極めて積極的意義をもつと評価する。この動きは、工程の国際分業が労働集約的工程(組立)から資本集約的工程(部品、中間生産品生産等)へと進み、その後資本・技術集約的工程(OEM等)へ向けて発展していく産業の高度化プロセスであるといえ、この中で企業内加工貿易と企業間加工貿易の発展が進行する。加工貿易は発展途上国の産業の高度化に役立つ。世界経済の発展水準の向上の中で、また国際競争の必要から、多国籍企業は漸次加工貿易の中に含まれる技術量を高くしていくので、加工貿易自体技術の漸次的向上の過程ともなる。この観点に立てば、王允貴氏を中心とする論者達の主張する「中国経済発展と外資直接投資導入"自立"型発展戦略」の固有の位置づけは後退する。張二震・馬野青・方勇氏等も、「中国経済発展と外資直接投資導入"自立"型発展戦略」の中で提唱されるいくつかの対策と同様の対策を提起するが、それは多国籍企業を中心とした外資系企業の投資戦略を補完するもの、あるいは支援するものという位置づけになる。一方

②83 王允貴「加入 WTO 后中国利用外資戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発 展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,128~129頁,130~132頁。

^(※) 宋泓・柴瑜「加入 WTO 后中国利用外資的産業戦略」,王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収,中国計画出版社,2002年,178頁。宋泓・柴瑜氏等は次のようにいう。「この戦略の核心は中国企業の発展を支援することにある。自立型発展戦略を追求し,実施していく場合,…・"過度の従属"的発展の泥沼に陥らないようにしなければならない」。それはかつての鎖国閉鎖型の"自力更生,独立自主"ではないが,外資直接投資の無制限な導入と同一ではない。それは一貫して民族企業の成長と強化を核心とする。「外資直接投資に対するコントロールを緩めるか,強化するかはこの目的実現の手段である」(同稿,同書,同上頁)。崔健氏は,国家経済安全上必要とされる中国産業の国際競争力を高めるという角度から,「我々が外資を利用するのは民族工業を発展させるためで、外資に民族工業に取って代わってもらうということではない」と,明確に述べている(崔健著『外国直接投資与発展中国家経済安全』,中国社会科学出版社,2004年,257頁)。

⁽窓) 馬野青「貿易投資一体化与中国的貿易発展戦略」,張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』所収,人民出版社,2004年,243~245頁。

は、大多数の貿易製品では、中国は基本的には供給連鎖の末端部分にあり、労働集 約型製品のアパレルにせよ、ハイテク製品の通信設備、コンピュータ、事務処理設 備にせよ、核心技術、中心部分が中国自身のものによる製品に欠けており、中国の 加工貿易の国際競争力は中国の組立・加工という環節の競争力優位に源があるとの 認識に立つ。

「中国経済発展と外資直接投資導入"自立"型発展戦略」に合わせた戦略対策と しては、以下のような対策が提起される。

- ① 多国籍企業と高水準の競争が展開可能な内資企業の育成
- a 外資系企業と内資企業の平等な競争条件

WTO 規則の要求にしたがって、外資系企業に対して与えられる各種優遇条件を分類し、技術移転や R&D 投資奨励関連条項以外は、すべての超国民的待遇政策処置を取り消す。また、WTO 加盟の承諾タイムスケジュールに沿って、外資系企業に対する差別政策を取り消す。

- b 国内の産業構造の調整
 - 一部の独占的国有企業の行政管理を緩め、分割経営をする(場合によっては株式会社制を導入して民営化する)などして、競争の質を高め、競争を通じてM&Aなどを進めて、競争に強い企業を育成する。
- c WTO 規則の範囲内の内資企業に対する扶助 すでに国際競争への参入を目指す輸出奨励策で述べた扶助
- d WTO 加入承諾の過渡期条項準備期間に、外資に開放する領域については前 以って内資企業に参入を自由化する。
- (286) 冯遠氏は中国のハイテク製品の輸出といえどもそうであると指摘している(冯遠「経済全球化与我国高新技術産品貿易的発展」,冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収,経済管理出版社,2004年,213頁)。
- (287) 冯雷氏等の論者達もハイテク開発について、独立自主、自力更生の道を取るべきであると提唱する(冯遠同上稿,同上書,209頁)。羅双臨女史も、先進国は通常新開発段階にある技術、あるいは独占的優位にある核心技術を中国には譲渡しないから、将来的にみて、中国は核心技術において先進国の支配から脱出するためには、技術導入と消化、吸収、創造という過程を、重層的かつ組織的に推し進めていく戦略をとるのが現実的選択であると主張する(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』、中国市場出版社、2005年、267~268頁)。
- 288 張二震・馬野青・方勇氏等の論者達も,多国籍企業と競争的関係に立つ内資企業の発展が多国籍企業のより高いレベルの技術移転を促進するという。このために,政府による税制上の優遇措置,融資などの措置を通じて多国籍企業と競争的関係に立つ企業の扶助,育成を提唱する(許堅「貿易投資一体化与外商在中国的投資」,張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』所収,人民出版社,2004年,287頁)。

② 多国籍企業の内資企業に対する M&A 行動の規範化

独禁法,反不公正競争法の制定によって健全な競争法の体系を構築する。中国の産業発展戦略に深刻な影響を及ぼすような内資企業に対する外資によるM&A 対策制度の設立, M&A による市場支配や独占形成対策, 単一外資が20%以上の議決権をもつ株式取得するような場合は公開買い付けを義務付けるなどの対策

- ③ 相互に競い合う複数多国籍企業の導入
- ④ 多国籍企業に対する中心技術あるいは核心技術移転の奨励
- a 中心技術を提供する外資投資項目に対する減税あるいは利子補填
- b 加速度償却法,所得税減免措置等の運用による外資系企業の複雑技術導入, 中国における技術 R&D 水準向上の奨励
- c 新製品,新製法技術を提供する外資投資項目に対する優先的政府調達契約
- ⑤ 多国籍企業の中国における R&D 機構設立の奨励

ண 張二震・馬野青・方勇氏等の論者達も、多国籍企業による内資企業の M&A が投資の内容充実と技術移転に役立つ点に注目している(許堅同上稿,同上書,288頁)。

^{鄭 蘇旭霞氏も同意見である(蘇旭霞著『国際直接投資自由化与中国外資政策─以 WTO 多辺投資框架談判為背景』,中国商務出版社,2005年,283頁)。}

⁽²⁰¹⁾ 蘇旭霞氏も同意見である(同上書,同上頁)。羅双臨女史も同意見である(羅双臨著 『中国高新技術産品貿易研究』、中国市場出版社、2005年、269頁)。

²⁰²² 羅双臨女史もハイテクの導入に関し優遇政策をとり、多国籍企業によるグローバル価値連鎖の配置をより高度のものにもっていくようにすべきであると主張する。内資企業の先進技術導入に対して政策融資、特別基金の創設を提唱する(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』、中国市場出版社、2005年、268頁)。なお、同女史によれば、多国籍企業は独資化あるいは M&A によって、技術移転を加速化した。「通常多国籍企業は全額子会社に対してハイテクの移転をしようとし、合弁企業あるいは傘下にない企業に対しては相対的に先進的技術あるいは応用技術を移転しようとするにすぎない。多国籍企業の技術拡散問題の調査によれば、93%以上の外資系企業が中国で技術拡散行動を取っている。しかし、大部分は浅い国産化段階にあり、これが77.5%を占める。深い国産化行動、すなわち中心部分の中間投入財を国産化しているものは16.25%にすぎない。新技術創造行動をおこなっているものはわずかに6.25%にすぎない」(同書、266頁)。多国籍企業進出は技術移転に役立つが、中国に対する中心技術あるいは核心技術の移転、拡散効果は限定的であることがわかると同時に、多国籍企業の独資形態あるいは M&A の進展は重要技術の独占という内容も含んでいる。②の条項が必要とされる所以である。

⁽²⁸⁾ 蘇旭霞氏も同意見である(蘇旭霞著『国際直接投資自由化与中国外資政策―以 WTO 多 辺投資框架談判為背景』、中国商務出版社、2005年、284頁)。冯雷氏等の論者達もハイテクの R&D 国際合作を提唱する。また、ハイテク開発の独立自主、自力更生の道を中心軸としつつも、従来の「市場をもって技術と交換する」という戦略を、「市場もってハイテ (次頁へ続く)

- a 土地,建物,通信,運輸,電力等を一般市場価格より安く提供
- b 資本機材, 設備, 原材料等に対する輸入税の減免
- c 新技術開発あるいは品質管理の向上をはかるための教育・訓練に対するサービス提供
- ⑥ 国内の R&D 推進政策
- a 宇宙・航空,電算機,電子・通信,製薬等のハイテク産業と自動車,化学工業,装置産業等の中レベル技術産業の中心技術の R&D 活動に対して100%,場合によっては150%の税減免
- b 基礎研究と応用研究に対する財政的支持の強化
- c 税減免の運用によって特別融資措置を講じ、中小企業の R&D 活動の展開と 技術の連合攻略の奨励
- d 大学・研究機関と多国籍企業の連合研究の展開
- e 高等教育体制の改革、課程の調整を急ぎ、中レベル技術、ハイテク産業の発展のための高水準の人的資源の養成

ク研究開発と交換する」という戦略に転換すべきであるという(冯遠「経済全球化与我国高新技術産品貿易的発展」,冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収,経済管理出版社,2004年,209頁)。羅双臨女史も優遇を与えることに賛成である。また,同女史は内資企業で条件のある企業が外国で R&D センターを作るとか,外国企業の M&A を通ずる外国先進技術の取得を提唱している(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』,中国市場出版社,2005年,268頁)。なお,同女史によれば,2004年までに外国の企業は中国に690の R&D 機構(モトローラ,ノキア,ソニー・エリクソン,ATT,NEC,松下電器,インテル,IBM,アルテル,三菱電機,マイクロソフト等)を開設している(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』,中国市場出版社,2005年,267頁)。

- (24) 羅双臨女史も民営企業も含むハイテク企業に優遇を与えることに賛成である(羅双臨著 『中国高新技術産品貿易研究』,中国市場出版社,2005年,268頁)。
- 四 冯雷氏等の論者達も、ハイテク開発中小企業向け融資制度を提唱する(冯遠「経済全球 化与我国高新技術産品貿易的発展」、冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収、経済 管理出版社、2004年、210頁)。
- (201) 冯雷氏等の論者達も、ハイテク開発のための人材、ハイテク産業の発展のための人材の育成を重視し、教育構造の調整の必要性を主張する。また、2010年までに80%のハイテク企業を研究開発型企業にして、研究開発型企業と研究型大学の連合と合作を推進すべきで(次頁へ続く)

- ⑦ 企業の技術習得能力の強化
- a 安価な基礎施設と販売協力提供などによって、多国籍企業と内資企業の間に 下請とか納入得意先関係を築き、多国籍企業の内資企業に対する人材訓練と 技術移転の実現をはかること
- b 財政措置,税務措置を講ずるなどの方法による外国留学者の帰国,起業の奨励
- c 中小企業の技術開発奨励報奨計画の設置と画期的で重要な技術開発項目に対する特別報奨の実施,技術成果を商品化に結びつけた場合における三年前に 遡る増値税の免除,払い戻し政策の実施
- d 政府と企業の協力による教育施設を立ち上げ、製造業のためのエンジニアリ

あると提唱する(冯遠「経済全球化与我国高新技術産品貿易的発展」, 冯雷等著『経済全球化与中国貿易政策』所収, 経済管理出版社, 2004年, 210頁, 212頁)。

張二震・馬野青・方勇氏等の論者達もこの点を重視し、人材の育成による豊富な人的資源の供給が、多国籍企業の R&D 投資と R&D 機構設立に積極的意味をもつ点を重視している(許堅「貿易投資一体化与外商在中国的投資」、張二震・馬野青・方勇等著『貿易投資一体化与中国的戦略』所収、人民出版社、2004年、287~288頁)。羅双臨女史も人材養成の必要性を強調している(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』、中国市場出版社、2005年、279~281頁)。

- 289 羅双臨女史は、政府のハイテクの消化、吸収、開発を積極的に推進するための経費投入の拡大が必要であるという。また、内資企業のハイテク製品の政府調達を増やし、知的所有権をもち、自己ブランドをもつハイテク製品(同時にブランドを打ち立てるための戦略が必要)の優先買い付けをおこない、ハイテクの消化、吸収、開発を支持すべきであるという(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』、中国市場出版社、2005年、269~279頁)。さらに、同女史は前提条件として、中国は「貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)」の国際標準の採用と適合性評価制度の整備をおこなう必要があると指摘され、同時に先進国が主導する国際標準制度の変革の必要性も指摘される(同書、281~283頁)。
- 經過 張二震・馬野青・方勇氏等の論者達も,内資企業の関連産業内での集積が,多国籍企業 の積極的投資誘因を強め,多国籍企業の系列化投資の促進に役割を果たし,延いては多国 籍企業により先進的技術の導入を促し,資源を核心競争力構築への投資に向かわせると指 摘している(許堅「貿易投資一体化与外商在中国的投資」,張二震・馬野青・方勇等著 『貿易投資一体化与中国的戦略』所収,人民出版社,2004年,286~287頁)。また,蘇旭霞 氏も同意見である(蘇旭霞著『国際直接投資自由化与中国外資政策—以 WTO 多辺投資框 架談判為背景』,中国商務出版社,2005年,284頁)。
- (300) 羅双臨女史は外国人技術者の招聘,中国人技術者の外国への進出を通ずる,ハイテクの 消化,吸収,開発の推進を提唱する(羅双臨著『中国高新技術産品貿易研究』,中国市場 出版社,2005年,269頁)。
- (201) 冯雷氏等の論者達も,ハイテク技術開発成果の製品化のための制度を整えることを提唱する(冯遠「経済全球化与我国高新技術産品貿易的発展」,冯雷等著『経済全球化与中国貿易的政策』所収,経済管理出版社,2004年,210頁)。

ング,技術,技能の再教育をおこなう職業技術訓練の体系的システムの構築 e 大学,科学研究機関と企業の間における協力関係の構築,条件を具えた大学 の企業に対する出資による企業の科学研究向け技術開発機構の設立

上のところでは、これまでの中国の経済発展戦略に向けての外資導入戦略によっ てすでに達成された成果,そのことを踏まえた次のステップの戦略重点産業の新た な設定への視角と照準、外資の主要戦略対象をどこに絞りこむか、またそれとの関 連で地域政策を重層的にどう配置するか、しかも WTO 加盟という中国にとって の新しい条件の下で、これらの課題と内包される問題の解決をはかっていかなけれ ばならない戦略の模索を、主として王允貴氏等の論者達の観点を中心軸にして、他 の論者たちの見解と対照、補充しつつ見てきたわけである。従来の外資導入政策の 成果、内包される問題と次のステップに向けての課題という点と、WTO 加盟とい う新たな条件を踏まえて、諸論者達が打ち出す戦略の全体的指向は、今後の外資直 接投資導入の主要戦略対象を多国籍企業に当て、中レベル技術、ハイテクの中国へ の移転を,奨励政策と経済システム構築による高圧移転政策によって達成していく ということにある。しかも、この戦略は従来に比べて、中国自身が中レベル技術、 ハイテク外国技術の消化、吸収、自己開発に重心を移すということが前提に置かれ ており、この構想を背景として多国籍企業にシステム的に移転技術の高度化を迫る という構造になっている。2006年から始まる「第十一次5ヵ年規画」期には、この 方向が模索される可能性が強いとみられる。

⁽³⁰²⁾ 王允貴「加入 WTO 后中国利用外資戦略」, 王允貴主編『中国加入 WTO 后的外経貿発展戦略』所収, 中国計画出版社, 2002年, 132~134頁。胡景岩氏は中国の自主技術革新力に悲観的で, 多国籍企業の技術依存型発展論を基調とするという意味で王允貴氏とは立場を異にするが, 胡景岩氏も具体的政策では王允貴氏とほぼ同様の政策指向をとる面がある(胡景岩「創新標的―透析中国技術引進的誤区」, 『国際貿易』 2003年4月号, 9~10頁, 拙訳「技術導入規範の革新―中国の技術導入の謬論を正す―」, 『広島経済大学経済研究論集』第26巻第3号, 2003年, 107~109頁)。